

監 査 報 告 書

令和元年5月16日

学校法人近畿大学
理 事 会 御 中

学校法人近畿大学

監 事 米田隆一 

監 事 増田大三 

私たち学校法人近畿大学の監事は、私立学校法第37条第3項の規定に基づく監査を行うため、平成30年度の学校法人近畿大学の業務及び財産の状況について監査を実施いたしました。

監査の方法は、理事会その他重要な会議に出席するほか理事から事業の報告を聴取し、また重要資料を閲覧して業務の執行状況を監査いたしました。

監査の結果、学校法人の業務に関しては法令及び寄附行為に違反する重大な事実はなく、また平成30年度の学校法人近畿大学の財産の状況は適正なものと認められます。

以 上

監 査 報 告 書

令和元年 5 月 1 6 日

学校法人近畿大学
評 議 員 会 御中

学校法人近畿大学

監 事 米 田 隆 一 

監 事 増 田 大 三 

私たち学校法人近畿大学の監事は、私立学校法第 3 7 条第 3 項の規定に基づく監査を行うため、平成 3 0 年度の学校法人近畿大学の業務及び財産の状況について監査を実施いたしました。

監査の方法は、理事会その他重要な会議に出席するほか理事から事業の報告を聴取し、また重要資料を閲覧して業務の執行状況を監査いたしました。

監査の結果、学校法人の業務に関しては法令及び寄附行為に違反する重大な事実はなく、また平成 3 0 年度の学校法人近畿大学の財産の状況は適正なものと認められます。

以 上